

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十八年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
村上 文次	尾道市因島重井町 六〇五五番地一	尾道市因島中庄町字油屋新 開ヲ印四八一六番二ほか一 筆	二、〇四二
松谷 孝則	尾道市瀬戸田町林 一三三七番地	尾道市瀬戸田町高根字寺本 六一九番ほか二筆	三、一四五
農事組合法人黄金の里 井関	神石郡神石高原町 井関二〇三八番地	神石郡神石高原町井関七二 一番一ほか三筆	四、七九〇

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十八年八月一日から平成二十八年八月十五日まで